

公益財団法人日本障害者スキー連盟 コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本障害者スキー連盟（以下「本連盟」という）における行動規範に基づき、コンプライアンスの取り組みに関する事項を定め、これを適切に運用することにより、コンプライアンスの徹底と社会的信用の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「コンプライアンス」とは、法令や本連盟規則（定款、規程等）、取引に関わる契約・約款及び社会的規範としての倫理の厳守をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、本連盟の全ての役職員及び選手・スタッフに対して適用する。

(基本方針)

第4条 本連盟の役職員及び選手・スタッフは、別に定める行動規範に従い、コンプライアンスを最優先の基本方針の一つとして認識して、職務（競技・練習も含む）の遂行にあたるものとする。

(役職員及び選手・スタッフの責務)

第5条 役職員及び選手・スタッフは前条の方針をふまえ、法令、本連盟規則を厳守することは元より社会的規範としての倫理を十分に認識し、社会人としての良識と責任をもって行動しなければならない。

(役職員及び選手・スタッフの禁止事項)

第6条 役職員及び選手・スタッフは、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 自ら法令及び本連盟規則に違反する行為
- (2) 他の役職員及び選手・スタッフに対して法令及び本連盟規則に違反する行為を指示、命令、教唆又は強要する行為
- (3) 他の役職員及び選手・スタッフに対して法令及び本連盟規則に違反する行為を行うことの許可、承認又は黙認する行為

(コンプライアンス推進体制)

第7条 本連盟は、法務倫理委員会においてコンプライアンスを有効に機能させるために次に掲げる事項を行う。

- (1) コンプライアンスに関する方針、体制、関連規程等に関する事項
- (2) コンプライアンスに係わる解決すべき課題の発生の対応に関する事項
- (3) コンプライアンスについての啓発、教育に関する事項
- (4) コンプライアンスについての対応状況点検に関する事項
- (5) その他、コンプライアンスに関し必要な事項

(組織)

第8条 コンプライアンス推進体制は、本連盟の法務倫理委員長、代表理事、法務倫理委員を構成員とし協議、推進するものとする。推進のための協議会を定期的を開催する。

2. コンプライアンス推進体制の責任者（以下、「責任者」という）は、法務倫理委員長とする。法務倫理委員長が不在又は事故あるときは、代表理事が代行して行う。
3. 監事は、協議会に出席して意見を述べることができる。

(コンプライアンス推進体制構成員以外の者の出席)

第9条 責任者は、必要に応じコンプライアンス推進体制構成員以外の者を協議会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(開催)

第10条 協議会は、半期毎に1回開催する。但し、第7条2項2号に定めるコンプライアンスに係わる解決すべき事項が生じたときは、速やかに協議会を開催するものとする。

(議事)

第11条 協議会は、構成員の過半数の出席により成立し、その決議は構成員の協議を経て責任者が決定する。

(相談・通報)

第12条 役職員及び選手・スタッフは、他の役職員及び選手・スタッフが第6条に違反する行為を行ったとき若しくは知ったときは、速やかに法務倫理委員会に相談若しくは通報しなければならない。

(処分等)

第13条 本連盟は、協議会の審議に基づき、理事会における決議を経て、第6条に違反した役職員及び選手・スタッフを処分に付するとともに、本連盟に損害を与えた役職員及び選手・スタッフに対して損害の賠償を求めることができる。

2. 役職員及び選手・スタッフは次に掲げることを理由として責任を免れることは出来ない。

- (1) 法令について正しい知識がなかったこと
- (2) 法令に違反しようとする意思がなかったこと
- (3) 本連盟の利益を図る目的で行ったこと

(事前相談)

第14条 役職員及び選手・スタッフは、自らの行為や意思決定が第6条に違反するかどうかの判断に迷うときは、予め法務倫理委員会に相談しなければならない。

(教育研修)

第15条 法務倫理委員会は、役職員及び選手・スタッフに対して、コンプライアンスについての正しい知識を習得し、理解と関心を深めるために、必要に応じ教育・研修を行うものとする。

(機密保持義務)

第16条 協議会に関与する者は、その業務に関して知ることができた機密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

付則 この規程は、令和5年5月26日から施行する。